

神奈川県ウイルス性肝炎患者等の検査費助成実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」（平成26年3月31日健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、肝炎ウイルス陽性者に対する初回精密検査費用の助成や、肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者（治療後の経過観察を含む）の方に対する年2回の定期検査費用の助成を行うことにより、早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的として、必要な事項を定める。

(実施機関)

第2条 神奈川県（以下「県」という。）が実施主体とする。

(定義)

第3条 この要綱において「陽性者フォローアップ事業」とは、国実施要領及び「肝炎ウイルス検診等実施要領」（平成20年3月31日健発0331009号厚生労働省健康局長通知）に基づく陽性者のフォローアップをいう。

(対象者)

第4条 この事業の対象となる者は、次の要件を満たしている者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 初回精密検査

当該検査受診時に県内に住所を有し、以下のすべての要件に該当する者

ア 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 1年以内に特定感染症検査等事業に基づく肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診又は職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）、又は原則1年以内に母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）若しくは手術前に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）において「陽性」又は「C型肝炎ウイ

ルスに感染している可能性が高い」と判定された者

ウ 陽性者フォローアップ事業に同意した者。

(2) 定期検査

当該検査受診時に県内に住所を有し、以下のすべての要件に該当する者

ア 医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

ウ 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者

エ 陽性者フォローアップ事業に同意した者

オ 肝炎治療受給者証の交付を受けていない者

(実施方法)

第5条 事業の実施は、原則として対象者に対し、当該事業に必要な費用に相当する金額を交付することにより行うものとする。

(1) 対象者が、原則として県が指定する肝臓専門医療機関において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

(2) 前号の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、前条第2号に該当する者については、1回につき、次のaに規定する額からbに規定する額を控除した額とする。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲又は乙に該当するかについては、申請者から提出された課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

(助成対象費用)

第6条

(1) 初回精密検査

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認め
た費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

助成回数は1回のみとする。

これらの検査が複数の日にわたる場合において、検査日が1ヶ月以内の期間に属するも
のについては、一連の検査とみなすことができるものとする。

(検査項目)

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、 ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、 ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、 PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HB e抗原、HB e抗体、 HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
超音波検査	断層撮影法(胸腹部)	

※保険適用外の検査は助成対象とはならない。

(2) 定期検査

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として県が認め
た費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

助成回数は、1年度2回(前号の検査を含む)とする。

これらの検査が複数の日にわたる場合において、検査日が1ヶ月以内の期間に属するも
のについては、一連の検査とみなすことができるものとする。

なお、肝硬変及び肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合は、超音波検査に代えてC
T撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

(申 請)

第7条

(1) 初回精密検査

助成の申請は、対象者、その扶養義務者等が、神奈川県ウイルス性肝炎患者等の検査費助成申請書兼請求書（精密検査）（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

ア 特定感染症検査等事業に基づく肝炎ウイルス検査又は健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において「陽性」又は「C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者の場合

- a 医療機関の領収書
- b 医療機関で発行される診療明細書
- c 肝炎ウイルス検査若しくは肝炎ウイルス検診の結果
通知書の写し

イ 職域の肝炎ウイルス検査において「陽性」又は「C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者の場合

- a 医療機関の領収書
- b 医療機関で発行される診療明細書
- c 肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
- d 職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての
証明書（「職域検査証明書」（様式第2号））

対象者からの請求に職域検査証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、「職域での肝炎ウイルス検査の実施に関する照会について」（様式第3号）により医療機関に照会を行い、回答を受けることとする。

ウ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において「陽性」又は「C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者の場合

- a 医療機関の領収書
- b 医療機関で発行される診療明細書
- c 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し

母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書の写し

エ 手術前の肝炎ウイルス検査において「陽性」又は「C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者の場合

- a 医療機関の領収書
- b 医療機関で発行される診療明細書
- c 肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
- d 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書

(2) 定期検査

助成の申請は、対象者、その扶養義務者等が、神奈川県ウイルス性肝炎患者等の検査費助成申請書兼請求書（定期検査）（様式第4号）に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

ただし、同一年度内において、肝炎治療受給者証の交付又は1回目の定期検査費用の助成を受けた場合に、知事へ提出した書類が次に掲げるエ及びオの内容と同様であるときは、その添付を省略することができる。

また、肝炎治療医療給付等の申請において診断書を過去1年以内に提出している場合又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出している場合は、次に掲げるウの添付を省略することができる。

ア 医療機関の領収書

イ 医療機関で発行される診療明細書

ウ 県が作成発行した「肝臓手帳」の「記録を始める頃のわたしの情報」欄に医師が証明した対象者の病態が確認できるページの写し又は医師の診断書（様式第5号）

エ 対象者及び対象者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し

オ 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者の、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税課税等を証明するもの

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、様式第6号による申請者からの申請に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

なお、平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長

通知)により計算を行うものとする。

平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率(6%)により算定を行うものとする。

平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

(助成決定等)

第8条 知事は、申請書類の提出があつたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定する。

申請が承認された場合は、ウイルス性肝炎患者等の検査費助成決定通知書(様式第7号)により申請者へ通知し、指定口座へ振り込むこととする。

不承認の場合は、不承認通知書(様式第8号)により申請者へ通知することとする。

(報告等)

第9条 陽性者フォローアップ事業を実施する肝炎ウイルス検査等実施自治体は、陽性者フォローアップ事業における同意者について、フォローアップ同意者名簿(様式第9号)により月1回知事へ報告するものとする。

2 特定感染症検査等事業に基づく肝炎ウイルス検査又は健康増進事業に基づく肝炎ウイルス

検診において「陽性」又は「C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者のフォローアップ結果について、フォローアップ結果報告書（様式第10号）を知事へ年1回報告するものとする。

- 3 知事は前条に基づき助成決定となった申請者について、検査費助成決定者名簿（様式第11号）により肝炎ウイルス検査等実施自治体に必要に応じて情報提供を行うこととする。

（関係者の留意事項）

第10条 この事業によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、法令を遵守するものとする。

（帳簿の整備）

第11条 知事は、ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業助成台帳を備えるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか助成に関し、必要な事項は国実施要領の範囲内において別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱の施行日は平成29年6月2日とし、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱の施行日は平成30年3月27日とし、平成30年4月1日から適用する。
- 2 別表にかかわらず、第5条第2項の自己負担額については次のとおり改正前の内容を適用

する。

階 層 区 分		自己負担額(1回につき)		助成対象
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん	
甲	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	3,000円	6,000円	H28.4～H29.3に検査を実施した分
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円	H27.4以降に検査を実施した分

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の様式に基づいて作成した申請書は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月30日から施行する。

(別表)

階 層 区 分		自己負担額(1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円